

カリーノ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ユタカ福祉会
所 在 地	大阪市平野区喜連西三丁目 1 5 番 2 3 号
電 話 番 号	0 6 - 6 7 9 7 - 2 0 1 1
代表者氏名	理事長 辰己 祐剛
法 人 番 号	3 1 2 0 0 0 5 0 0 7 4 3 9

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	カリーノ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市平野区喜連西一丁目 1 3 番 1 6 号
連 絡 先	電話番号 0 6 - 6 7 9 7 - 1 2 0 3 FAX 0 6 - 6 7 9 7 - 3 1 2 3
管 理 者	園長 若林 輝一
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳 児 1 6 人 1 歳 児 1 8 人 2 歳 児 2 0 人 3 歳 児 2 1 人 4 歳 児 2 2 人 5 歳 児 2 3 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 5 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 2 9 人 満 1 歳未満の児童 1 0 人
開 設 年 月 日	平成 2 1 年 4 月 3 日
施設・事業所番号	2 7 1 0 0 5 1 0 0 4 9 2 9
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.yutakafukushikai.or.jp

3 施設の目的・運営方針

カリーノ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		507.88㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち1～3階 及び 木造（新園舎）
	延べ面積	607.20㎡ 及び 63.18㎡（新園舎）
園 庭		地上園庭 39.60㎡ 屋上園庭・その他 236.10㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	まりんクラス（海）
保育室	5 室	くりすたるクラス（結晶） れいんぼークラス（虹） すかいクラス（空） あーすクラス（地球） こすもすクラス（宇宙）
調乳室	1 室	
調理室	1 室	
医務コーナー	1 室	
あなぐら	1 室	
読書室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年 3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育

- イ 英語遊び
- ロ 学習遊び
- ハ ヒップホップダンス※

- ニ お菓子作り※
ホ 異年齢児保育
(※希望者のみ)

(3) その他

遠足、クッキング、お泊り保育、他園児との交流、老人施設との交流等

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和 7年 4月 1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤		備考
園 長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	1			
主任保育士	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。	1	1			
副主任保育士	園全体の保育の質の維持、向上の為に必要な能力を身に付け主任を補佐し、園運営の責任者としての一翼を担う。	3	3			
チーフ	乳児保育、幼児教育の理解を深めクラス運営における適宜、適切な指導、助言ができ、実務推進者としての役割責任を担う。	3	3			
リーダー	子どもの発達を理解した上で発達過程に応じた保育ができ、限られた範囲の中で改善工夫を凝らし実務推進者として役割責任を担う。	3	1	2		
保 育 士	保育の一般知識、技術を有した上で、上司の指示やマニュアル等に基づいて、担当クラスの保育一巡の責務を果たす。	17	6	11		
保育補助員	保育に従事し、その計画の立案を安全かつスムーズに実施できるように、環境整備、準備、記録及び家庭等の業務を行う。	3		3		
看 護 師	園児の健康状態の確認及び保育を行う。	1		1		

調 理 員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	2		2		
事務職員	必要な事務を行う。	1		1		
嘱 託 医	園児の健康診断、健康管理、歯科検診等の保健衛生指導等を行う。	2		2		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年 3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
チーフ	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
リーダー	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保育補助員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～16：30）
事務職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
嘱託医	

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月30日から 1月 3日）及び祝祭日は休園となります。自然災害等で公共交通機関が計画運休を実施した場合は休園になる事があります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は「当園」と給食調理契約を締結した給食調理業者が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時45分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時45分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時20分頃	15時頃	
4歳児		12時20分頃	15時頃	
5歳児		12時20分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		委託

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人林診療所
医院長名又は医師名	真島 玲子
所在地	大阪市平野区喜連西三丁目13番18号
電話番号	06-6702-0155

(2) 歯科

医療機関の名称	わたなべ歯科クリニック
医院長名又は医師名	渡邊 智之
所在地	大阪市平野区平野西一丁目7番26号
電話番号	06-6777-7684

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 秘密の保持

当園では、園児及び園児の保護者に関する秘密の保持について以下の便宜を図ります。

- (1) 当園及び職員は、保育を提供する上で知り得た園児及び園児の保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (2) また、この秘密を保持する義務は、保育の提供が終了した後においても継続します。
- (3) 職員に、業務上知り得た園児又は園児の保護者の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員雇用時に誓約書にて交わします。

19 個人情報の保護

当園では、園児及び園児の保護者の個人情報の保護について以下の便宜を図ります。

- (1) 園児及び園児の保護者に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (2) 当園が得た園児及び園児の保護者の個人情報については、当園での保育の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて予め文書で園児の保護者の同意を得ない限り用いません。

20 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士（ <u>西野 有美</u> ） ・ご利用時間 8：30 ～ 17：00 ・電話番号 06－6797－1203 F A X 06－6797－3123 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	松岡 友美	電話番号 06－6797－2011
		社会福祉士
	今西 基之	電話番号 073－479－2500
		社会福祉法人安原福社会 副理事長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

21 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	対人・事故・対物・普通傷害
保険金額	対人：200,000千円 事故：500,000千円 対物：10,000千円 普通傷害：3,000千円

22 園児の利用状況（毎年度 5月 1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	8人	11人	11人
1歳児	16人	16人	16人
2歳児	17人	17人	18人
3歳児	21人	21人	20人
4歳児	20人	21人	21人
5歳児	19人	21人	21人

23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 2年度受審	法人ホームページ・ワムネットにて掲載
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

24 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

25 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

○ 重要事項説明の年月日

令和____年____月____日

上記内容について、保育所保育指針(平成29年 3月31日厚労告117)を踏まえ、園児の保護者に説明を行いました。

【当園】

所在地： 大阪市平野区喜連西一丁目13番16号

法人名： 社会福祉法人ユタカ福祉会

法人所在地： 大阪市平野区喜連西三丁目15番23号

代表者名： 理事長 辰己 祐剛 印

事業所名： カリーノ保育園

施設長： 園長 若林 輝一

説明者： _____ 印

上記内容の説明を「当園」(事業者)から確かに受けました。

【利用者】

住 所： _____

園児氏名： _____

保護者の園児との関係： _____

保護者氏名： _____ 印

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
制服代	○全園児	
	・カラー帽子	1, 0 0 0 円
	・スモック（長袖）	1, 5 5 0 円
	・スモック（半袖）	1, 4 5 0 円
	○2歳児以上	
	・体操服（長袖）	2, 6 5 0 円
	・体操服（半袖）	2, 4 5 0 円
	・体操ズボン	1, 5 5 0 円
	・リュック	3, 9 0 0 円
	○3歳児以上	
	・夏帽子	1, 7 0 0 円
	・夏制服セーラー	3, 2 0 0 円
	・冬帽子	2, 2 0 0 円
	・冬制服セーラー	4, 3 0 0 円
	・制服ズボン	3, 2 0 0 円
	・制服スカート	4, 3 0 0 円
用品代	○全園児	
	・出席ノート	6 0 0 円
	・連絡ノート（乳児）	5 0 0 円
	・連絡ノート（幼児）	3 0 0 円
	・吊り下げ名札	2 0 0 円
	・I Cカード	5 0 0 円
	・作品袋	1 0 0 円
	○0、1歳児のみ	
	・マーカー	1, 0 0 0 円
	○2歳児以上	
	・お道具箱&粘土板	7 5 0 円
	・粘土ケース	2 0 0 円
	・粘土ベラ	1 0 0 円
	・カスタネット	4 0 0 円
	・クレパス16色	5 0 0 円
	○3歳児以上	
	・自由画帳	3 0 0 円
	・縄跳び	5 0 0 円
	・絵筆	5 0 0 円

	・ワーク 1 ・防災セット	400円 3,500円
	○4歳児以上 ・筆洗い ・パレット ・ワーク 2	300円 250円 400円
	○5歳児以上 ・ワーク 3	400円
お泊り保育代	5歳児のみ	～12,000円
遠足代	3歳児以上	500～3,000円
絵本代	持ち帰り絵本	月額 500円
特別保育代 (希望者のみ)	○1歳児以上 ・HIPHOPダンス 700円 ・手作りおやつ 300円	月額 1,000円
布団リース代	希望者のみ	月額 1,300円
行事費	○1歳児以上 行事衣装、プレゼント等	月額 2,000円
給食費	○3歳児以上 主食費 1,500円 副食費 4,800円	月額 6,300円
卒園積立金	5歳児のみ	月額 500円

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

※在園中に価格改定が生じる場合があります。

2 時間外保育に係る利用者負担

延長保育料金 (短時間)	○1回につき	
	・ 7:00～ 8:00	1回 150円
	・ 7:30～ 8:00	1回 100円
	・ 16:00～16:30	1回 100円
	・ 16:00～17:00	1回 150円
	・ 16:00～18:00	1回 300円
	○月10回以上利用の際	
	・ 7:00～ 8:00	月額 1,500円
	・ 7:30～ 8:00	月額 1,000円
	・ 16:00～16:30	月額 1,000円
	・ 16:00～17:00	月額 1,500円
	・ 16:00～18:00	月額 3,000円

延長保育料金 (標準時間)	○1回につき	
	・18:00～18:30	1回 100円
	・18:00～19:00	1回 150円
	・18:00～20:00	1回 300円
	○月10回以上利用の際	
	・18:00～18:30	月額 1,000円
	・18:00～19:00	月額 1,500円
	・18:00～20:00	月額 3,000円